

第3回モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ 議事概要

日時 令和6年2月13日(火) 16:00~16:45

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 主査、関口 博正 主査代理、高橋 賢 構成員

(以上3名)

(2) オブザーバー

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 料金企画室長

東原 弘 接続推進室長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 副部長

野平 秀典 接続制度グループアシスタントマネージャー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部

相互接続部 部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

(3) 総務省

井上料金サービス課長、廣瀬料金サービス課課長補佐、藤井料金サービス課係長

■議事概要

- | |
|--|
| <p>(1) 見直し適用時期及び激変緩和措置について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務局より、資料3-1について説明が行われた後、質疑が行われた。 <p>(2) 本ワーキンググループにおける検討結果について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務局より、資料3-2について説明が行われた後、質疑が行われた。 |
|--|

■議事模様

○ 見直し適用時期及び激変緩和措置について

【相田主査】 本日の議事進行を務めさせていただきます。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまからモバイル接続料費用配賦ワーキンググループの第3回会合を開催いたします。本日、構成員はオンライン会議にて3名全員の出席となっております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。初めに、見直し適用時期及び激変緩和措

置についてでございます。前回会合におきましては、MNO 3社から各社の考えを御説明いただきました。

今回は、前回会合等での議論を踏まえた適用時期及び激変緩和措置の案について事務局より御説明いただき、その後意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より、資料3-1に基づき説明)

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。よろしく申し上げます。

全体的な感想としては、様々な点でバランスを取った形になったかと思います。資料3-1の10ページの原則の整理について、今事務局から説明もありましたが、原則2はきちんと押さえておかなければMVNOへの影響は大きいので、この点はこれで良かったと思います。

1点、事業者の皆様に質問ですが、この代替案について、計算事務的に、それほど負担にならないとお考えでしょうか。

【相田主査】 それではまず、NTTドコモ様、お答えできるようでしたらお答えいただければと思います。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。

事務局の代替案について、2023年度のデータ接続料は、参考値を精算接続料とみなして精算するなど、算定稼働面もいろいろと配慮いただいております、事務的な負担についてはそれほど問題とらないと考えております。

以上です。

【相田主査】 KDDI様、いかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIの橋本でございます。配賦見直し前と配賦見直し後の両方の接続会計を作るという方針なら厳しいですが、今NTTドコモ様がおっしゃったとおり、今年度届け出るデータ接続料を、配賦見直し前のものとみなして精算していくという方針であり、事務局の代替案であれば、対応可能だと考えております。

以上です。

【相田主査】 ソフトバンク様、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。そもそも、原則2に関しましては、MNO側でコスト回収を諦める形になっており、原理原則的にはなかなか受け入れ難い点がありますが、現実問題、MVNOさんの事業への影響が非常に大きいということにも鑑みて、今回は受け入れたいと思っています。事務負担の点については、いろいろと総務省に配慮いただいておりますので、十分オペレーション的には耐えられると思っております。

以上です。

【高橋構成員】 よく分かりました。ありがとうございました。

【相田主査】 続いて、関口先生、お願いいたします。

【関口主査代理】

今、高橋先生が事業者さんの声も聞いてくださいましたし、資料3-1の10ページの原則の整理についてもコメントしていただきましたので、それに尽きると思っております。適用時期及び激変緩和措置について、最初は、事実上、各事業者さんの主張が真っ向対立という状態だった中で、事務局が時間をかけて各事業者さんの御主張を酌み取りながら、最終的にこの代替案で各事業者さんが事務手続を含めて理解してくださったことについては、やはり事務局に多大な御負担をおかけしてたどり着いたことであり、大変感謝をしております。

今回議論してみて、やはり固定通信分野と違って、移動通信分野はまだ透明性は高くなかったということ、また、何か一つのルールで統一しようというときに、3社の皆さんが御納得するためには、相当、全精力をかけなければならないということ、本当によく実感いたしました。

実は、報酬率算定について議論したときに、3社でルールを統一するといったことは行ってきたのですが、改めて、その大変さを実感しています。特に、モバイルの世界では、MVNOに対する影響も十分反映しなければならない中で、MVNOに配慮した案にたどり着いたという点は、落としどころとしては適切だと思いますし、原則4にあるとおり、費用配賦の見直し、全体コストを音声とデータの間で付け替えることである点で、激変緩和措置については、後年度への繰越しを行わない代替案は適切だと感じました。

【相田主査】 ありがとうございました。

では、私からも一言コメントを申し上げたいと思いますが、事務局においていろいろお

考えいただきまして、どうもありがとうございました。

やはり接続事業者の、特にデータ接続料に関するMVNOさんの予見性をいかに確保するかに重点を置いた案ということで、MNOさんにとってはなかなか厳しい面があるかと思いますが、MVNOさんの予見性最優先ということで御理解いただけるのであれば、適切な案かと思えます。

MNOさんから追加で何かコメントございますか。

それでは、事務局の代替案にて進められればと思います。

○ 見直し適用時期及び激変緩和措置について

【相田主査】 続きまして、第1回会合からこれまでの議論を踏まえた本ワーキンググループとしての検討結果の取りまとめに進みたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より資料3-2に基づき説明)

【相田主査】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

私から事務局に質問ですが、先ほどの御説明の中で資料3-2について、案を取るという言葉があったのですが、この資料がワーキンググループの検討結果であるのは確かですが、この方策を採用するという決定権は本ワーキンググループにあるのでしょうか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 案とれと申し上げたのは、資料3-2はあくまで事務局提案の代替案としていましたので、そうした書きぶりではなくワーキンググループとして決定した激変緩和措置の方策だという書きぶりに、資料上、修正をしたいという趣旨です。

この方策を採用するという全体的な決定権については、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」で、費用配賦見直しの適用時期等については、総務省において検討すべきとされていまして、御意見を踏まえて最終的には総務省で決めさせていただくということではございますが、当然、その報告書を取りまとめた親会である接続料の算定等に関する研究会において御意見があれば、それを踏まえることになると思います。親会ではワーキンググループの検討結果としてお示しし、もし親会としての御意見がそれ以上に

あれば、それを伺っていくということかと考えてございます。

【相田主査】 分かりました。ほかにかがでございましょうか。

では、関口先生、お願いいたします。

【関口主査代理】 関口でございます。資料3-2の14枚目の配賦整理書についてのコメントです。このワーキンググループの直接の守備範囲ではないと事務局から説明がありましたが、この概要欄に記載があるとおり、今まで必ずしも実際の配賦基準を書いていなかったという、かなり杜撰な対応が行われていたわけです。それは、あまり検証する規定がなかったからだと思うのですが、固定通信分野においては、追跡可能な情報を開示すべきという議論がなされ、トレーサビリティを確保してきたという経緯があり、モバイル通信分野においても、実際の配賦基準程度は書いてほしいという気持ちは今までもあったのですが、必ずしもそれが徹底されていなかったということで、この点についても2023年度接続会計から適用いただくということで、期待しています。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。私の説明が少し不正確だったかもしれませんが、資料3-2の14ページで、ワーキンググループの議論の外と申し上げたのはこのグレーアウトしている省令改正の部分でございまして、こちらについてはワーキンググループを開始する以前に、親会の第七次報告書において、総務省で検証可能にすべきという方向性をいただいていたので、当該省令改正については、ワーキングの議論を待たずに先んじて実施させていただいたところ です。

関口先生御指摘の、配賦整理書に必ずしも実際の配賦基準が記載されていない、端的に言うと固定資産価額比と書いてあるだけでその実態がよく分からなかったりした点については、ワーキンググループの中でも指摘いただいた点であり、資料3-2の3ページの一 番下の部分に、「配賦整理書の記載の見直しを各社に求めることが適当」と記載してござい ますので、これはワーキンググループの検討結果としてしっかり求めていきたいと考えて ございます。

以上です。

【関口主査代理】 よろしくお願ひします。

【相田主査】 それでは、高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。特に意見はなく感想ですが、私が少しうるさいことを言ったもので、配賦基準の問題が議論になり、MNO各社によって様々な主張がありましたが、それぞれ譲歩していただいてうまくまとまったので、私は良かったかと思えます。

私が一番驚いたのは、配賦基準が当初ブラックボックスになっていたという点でして、それが発端ではあったのですが、今後は透明性を少しでも高められるような施策をしていかなければならないと思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、特に御修正すべきという御意見はなかったように思いましたので、ただいま、事務局に御紹介いただきました資料3-2を本ワーキンググループにおける検討結果とさせていただきます、その内容について、今月下旬に開催予定の接続料の算定等に関する研究会において報告することとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査】 それでは、そのように取り運ぶことといたしたいと思えます。

以上で本日、事務局に御用意いただいた議事は済んだかと思えます。本ワーキンググループにつきましては、これにて報告を取りまとめて、本日が最終回でございますので、私から皆様方に一言お礼を申し上げたいと思えます。大変活発に御議論いただき、かつMNOの皆様にはなかなかタフな検討をお願いいたしましたところ、大変協力いただきまして、報告をまとめることができましたこと、大変御礼を申し上げたいと思えます。これでモバイル接続料の適正性と透明性の向上に役立てれば、大変光栄なことと思っております。

それでは、事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

【藤井料金サービス課係長】 事務局でございます。本日はありがとうございます。

今、相田主査からありましたとおり、本ワーキンググループについては、本日の会合が最終回となります。また、親会である接続料の算定等に関する研究会の開催については、別途御連絡を差し上げます。

以上よろしくお願いいたします。

【相田主査】 これをもちまして第3回会合を終了したいと思えます。先ほど申し上げましたが、三度にわたり大変熱心に御意見等いただきまして、御協力どうもありがとうございました。

以上